

## I 基本方針

我が国では、世界でも例を見ないほど高齢化が進行し、令和元年9月の総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は、28.4%に達して過去最高となり、就業者数も15年連続で増加し826万人と過去最多となっております。また、5年後の令和7年には7人に1人が75歳以上の高齢者になると見込まれております。

高齢者が意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働くことができる「生涯現役社会」の実現に向けて様々な取り組みが行われています。「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」では、65歳までの安定した雇用を確保するため、企業は「定年制の廃止」、「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置を講じるよう義務付けられています。シルバー人材センターについては、国の高齢者雇用対策の概要の中に「シルバー人材センターの活用などにより、地域における高齢者の多様なニーズに応じた就業機会を確保する。」とあります。

このような中で、事業を推進することにより高齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場を拡大し「生涯現役社会」を実現していく大きな役割を担っております。健康で働く意欲のある高齢者の受け皿となり、その労働力等により社会の活力を維持し、会員自身の健康や生きがいにもつながるよう事業を維持・拡大していく必要があります。また、地域においてなくてはならない存在となるよう、質の高いサービスを提供し豊かで活力ある地域社会づくりにも寄与していかねばなりません。

つきましては、会員の皆様とセンターが協力しながら、「会員の増強」「地域社会への貢献」「安全・適正就業」などを中心に力を注ぎ、会員同士が楽しく、助け合いながら働き、市民からも親しまれ、活力あるシルバー人材センターを目標として、地域社会や住民の皆様の期待に応えられるよう、シルバー人材センターの基本理念である「自主・自立・共働・共助」のもと、次に掲げる重点事業に基づき、各関係機関と連携を図り地域に根ざしたセンターづくりに向けて取り組んでまいります。

### [重点事業]

- 1 就業開拓提供事業
- 2 研修・講習事業
- 3 普及啓発事業
- 4 安全・適正就業推進事業
- 5 ボランティア活動等の充実による社会参加の推進

## II 事業実施計画

### 1 就業開拓提供事業

就業ニーズや地域ニーズの把握に努め、就業機会の拡大に努めます。

- ① 就業機会の開拓・確保を図るため、公共団体・民間事業所・一般家庭等へのPR活動を行います。
- ② 会員の経験や技術を活かした就業先の開拓や提供に努めます。
- ③ 会員と連携し新たな就業先及び会員の獲得に努めます。
- ④ 職群班・地域班体制の充実・強化に努めます。

## 2 調査研究事業

会員の就業機会の増加や質の向上に向け、地域ニーズの分析に努めます。

- ① 会員の現況や地域ニーズを把握することにより、需要とマッチングに努めます。
- ② 受注拡大に向けた各種調査等を実施します。

## 3 相談事業

一般の高齢者に対し、センターの仕組みや活動を理解していただくとともに、就業を含む様々な相談に対応します。

- ① 毎月1回の入会説明会を開催します。
- ② 未就業会員に対する就業相談等を行い就業率の向上を図ります。

## 4 研修・講習事業

会員の技術等の向上を支援するため、講習会の開催や紹介をするとともに、役職員向けの研修会へ参加します。

- ① 技術向上や新たな人材育成のための講習会を開催するとともに、県シ連等主催の講習会への参加を促します。
- ② 役職員に対する研修会に参加し、センター運営の充実・強化に努めます。

## 5 普及啓発事業

シルバー人材センターの魅力の発信と、ボランティア活動による社会貢献に努めます。

- ① イベント等に参加し、センターのPRと市民とのふれあいを図ります。
- ② 市広報等を活用し効率的・効果的なPR活動を行います。また、公共施設等へ会報・チラシ等の配布を行い普及啓発に努めます。
- ③ センターホームページの適切な運用管理を行います。
- ④ 全会員を対象としたボランティア活動を実施します。

## 6 安全・適正就業推進事業

安全を最優先課題とし、事故防止強化と健康管理を図るとともに、法令等に基づく適正な請負・委任業務、派遣業務の推進に努めます。

- ① 会員の安全意識の啓発と事故防止を図るため、安全就業委員会を毎月開催するとともに、就業現場巡回による安全・適正就業指導、機械器具等の整備、点検を随時実施します。
- ② 会員の健康管理を推進するため、衛生委員会を開催し、各種講座等の開催及び健康診断の受診を奨励します。
- ③ 法令等を遵守した適正就業に努めます。
- ④ 派遣事業による就業を推進します。

## 7 組織活動・事務局体制について

各種研修会や会議等を通じ情報交換や協議を行い、関係団体等と連携し、役職員の資質向上を図ります。

- ① 定款に基づく定時総会、理事会の開催と監査を実施します。
- ② 役職員に対する各種研修会等への参加を行い、資質向上を図ります。
- ③ 会員目線に立ち、会員に信頼される事務局運営に努めます。